

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、久富電設株式会社（所在地 岐阜県大垣市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 6 年 9 月 20 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 笠原 光義
電話 ０２５－３７０－６６４７（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 松浦 千恵
電話 ０２５－３７０－６６５０（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
久富電設株式会社	岐阜県大垣市小野一丁目22番地1

2. 指名停止措置期間： 令和6年9月20日～令和7年1月20日（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の代表取締役（当時）が、令和4年2月14日、岐阜県池田町長（当時）に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるよう池田町長（当時）と共謀の上、池田町長（当時）から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。

このことについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第4号イに該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内